

平成 22 年 3 月

報道関係者 各位

株式会社東京穀物商品取引所

## 第 68 期（平成 22 年度）事業計画

平成 22 年度は、商品取引所法改正法の完全施行、SPAN 証拠金制度の導入、金融市場との連携強化の動きなど事業環境の変化を踏まえ、平成 21 年度に策定した「中期経営計画（2009 年度-2013 年度）」に基づく基盤整備ステージの 2 年目として、(株)東京工業品取引所の取引システム利用を軸とする施策を実行し、喫緊の課題である市場流動性の回復と成長軌道への回帰を実現する。

### 1. 東京工業品取引所の取引システム利用による利便性の向上

市場流動性の増加に不可欠な電子取引環境を整備するために、世界最高水準の取引システムである(株)東京工業品取引所の取引システム（以下「東工取取引システム」）の利用を平成 22 年度下期の早期から開始する。円滑な移行に向けて、現在の板寄せシステムからのデータ移行、取引システムの運用、諸規程の改定等、関連各部署において準備に万全を期す。

また、東工取取引システムの利用を機に、取引の利便性を向上させることにより市場流動性の増加を図る。

#### (1) 取引時間の見直しと延長

日中取引時間を東工取と同様に 9 時 00 分から 15 時 30 分に変更する。また、新たに夜間取引を導入し、17 時 00 分から 19 時 00 分まで取引を行う。

#### (2) スプレッド取引（SCO 注文）の導入

限月間の価格の平準化、ロールオーバーの円滑化、SPAN 証拠金制度導入後の証拠金の低減化を目的として「スプレッド取引（SCO 注文）」を導入する。

#### (3) サーキット・ブレーカー制度の導入

海外市場との価格連動性を高め、市場参加者の円滑な参入・退出を実現するために、値幅制限制度を廃止して「サーキット・ブレーカー制度」を導入する。

#### (4) その他

金融市場との連携強化の動きを踏まえ、「建玉制限の見直し」や「ブロック取引」の導入を検討する。

市場流動性の向上と取引の円滑化を図るため、「マーケット・メーカー制度」の導入について調査・研究を行う。

### 2. 取引参加者の質的・量的拡大

取引システムや農産物店頭取引の禁止を理由に取引が限定されていた国内外の潜在的な取引参加者の

需要を掘り起こし、取引参加者を質的・量的に拡大する。

(1) プロップハウス等の自己ディーリング取引の拡大

東工取取引システム導入でアルゴリズムトレードへの対応を図り、インセンティブ・プログラムとして「ボリュームディスカウント制度」を設けることにより、プロップハウス等による自己ディーリング取引を拡大する。

(2) 非居住者取引の拡大

東工取取引システム導入による接続 ISV 業者の大幅な増加に加え、「リモートメンバーシップ制度」及び「ダイレクト・マーケット・アクセス (DMA) 制度」を整備して非居住者取引を拡大する。

市場参入障壁といわれているオムニバス口座経由の非居住者取引等の事前認定について、業務規程等の変更により市場管理上の懸念が解消されたことから、これを廃止することで非居住者の積極的な市場参加を働きかける。

(3) 金融商品市場との連携強化による取引の拡大

農産物店頭 (OTC) 取引の解禁 (平成 23 年 1 月予定) により農産物を対象とした金融商品組成の制度的障害が取り除かれることから、本取引所の上場商品を特定資産とした投資信託や ETF 等の金融商品の組成に向けて、金融機関や金融商品取引所との連携強化を図る。

3. 積極的な広報・マーケティング活動の展開

東工取取引システム利用を機に、国内外で積極的なマーケティング活動を展開して市場活性化を図る。

(1) 東工取取引システム利用に関する活動

東工取取引システムの利用による取引ルールの大幅な変更を受け、ホームページやパンフレット等の広報ツールを改定する。

取引仕法が板寄せ取引からザラバ取引に変更されることにより、一般投資家や当業者に混乱が生じないように、受託取引参加者と連携を密にして必要な情報をタイムリーに提供する。

情報配信方法が大幅に変更されることから、情報ベンダーに対する提供内容を見直し情報サービスの充実を図る。

(2) 取引参加者拡充のための活動

受託取引参加者と一体となった広報活動を実践して一般投資家の裾野を拡大する。特に FX 取引経験者を潜在的顧客と位置付け、FX 専門誌への農産物先物取引記事の寄稿や FX 取引と商品先物取引を融合させたセミナーの開催により農産物投資に対する興味・関心を喚起する。

商品投資顧問協会や投資信託協会と連携して協会員である金融機関向けのセミナーを開催し、農産物投資への理解を促進して農産物を対象とした金融商品の組成を働きかける。

海外向けマーケティングとして、FIA/FOW イベント (ロンドン・アジア) 等に参加して東工取取引システム利用の説明や、現地の CTA、プロップハウス、ファンド等へのセールス・プロモーションを行う。また、(株)東京工業品取引所とも協力して接続 ISV 業者の拡充を図る。

(3) 「農産物先物取引の正しい知識」の普及活動

TGA（東京穀物商品取引所顧客アドバイザー）の運用を見直し、テキストのホームページ上での公開や受講資格の一般投資家への拡大などを検討する。

関連食品団体等と連携して、当業者向けにリスクヘッジを目的とした正しい先物取引の利用方法の紹介など啓発活動を行う。

大学での寄付講義のほか、農産物先物取引をテーマとして農業高校を対象に論文を募集するなど学生向けの教育活動の充実を図る。

#### (4) IR 活動の強化

株主に対する適正な情報開示により経営の透明性を高め、ステークホルダーとのコミュニケーションを通して事業活動の見直しと企業価値の向上を図る。

### 4. 上場商品の見直しと拡充

国内農業政策の見直しや WTO 交渉における規制緩和の動き、不透明な農産物需給の見直しに対する投資家の関心の高まりなど、国内外の動向を踏まえて上場商品の見直しと拡充を図る。

#### (1) 新規上場商品の開発

コメについては、戸別所得補償制度が導入され、前回申請時の不認可事由である「生産調整」も見直されていることから、これらの状況を注視しつつ、来春に向けて上場申請のための準備を整える。

小麦や畜産物についても、政府売渡しルールの見直しの方向性や WTO 交渉の推移に留意して来期以降の上場へ向けた研究を継続する。

投資家の関心が高い無限月商品については、東穀農産物指数等をベースにした商品 CFD 取引の上場を検討する。

#### (2) 既存上場商品の見直し

流動性の低下している Non-GMO 大豆やコーヒーについて、流動性低下の原因、回復の可能性等の調査を踏まえ、標準品の設定や受渡方法など所要の商品設計変更を行う。

要望の多い長期限月の導入については、東工取取引システムや取引参加者の帳票システム等への影響を踏まえて検討する。

ポートフォリオリスクに応じて証拠金額を決定する SPAN 証拠金制度の導入を機に、小口化している既存上場商品の取引単位の変更について検討する。

#### (3) オプション取引再開の検討

損失限定商品として勧誘規制の強化に対応可能であり、SPAN 証拠金制度において証拠金の減殺効果が期待できるオプション取引の再開について検討する。

### 5. 公正で信頼性の高い市場運営の実現

市場監視機能や自主規制機能の強化とともに、実効的な内部監査の実践により公正で信頼性の高い市場運営を実現する。

#### (1) 市場監視体制の強化

東工取引システムでの取引について、市場監視システム（SMARTS）を用いた効率的かつ実効性の高い市場監視体制を確立する。

(2) 自主規制機能の強化

商品取引所法改正法の二次施行を踏まえ、法定機関となる「自主規制委員会」を中心に取引の公正・委託者保護を図るため自主規制機能を強化する。

(3) 内部統制の強化

株式会社への組織変更により内部統制基盤が構築されたことから、本年度においては、監査役会、会計監査人等との連携を強め、効率的・実効的な内部監査の実践を図る。

6. 経営基盤の強化

激変する諸情勢の下で、事業計画を着実に遂行し、将来の成長を確保するために経営基盤の強化を図る。

(1) 組織力の強化

効率的かつ機動的な経営の実現を目指し、高度な知識を有する人材を育成する。また、社員が意欲的に職務に取り組み組織の活性化を促す人事評価制度を確立する。

(2) 財務基盤の安定化

事業環境の変化に即応できるよう、固定資産の圧縮により営業費用及び有利子負債を削減して財務体質の改善を図る。また、経営環境の悪化に備えて金融機関の支援体制を確保する。

7. その他

(1) 関西商品取引所との協議を継続し、農産物市場活性化に協力して取り組む。また、金融商品取引所とも連携・協力することにより金融・商品の相互乗り入れに向けた体制を整える。

(2) ㈱日本商品清算機構における SPAN 証拠金制度の導入に際して協力体制を整える。

(3) 中期経営計画（2009 年度-2013 年度）における基盤整備のステージ終了を踏まえ、次のステージ（2012 年度-）に向けて所要の見直しを行う。

8. 経営目標

取引数量：496 万枚（20250 枚/日）

以上